

令和7年度幼保連携型認定こども園なごみの広場 1号認定児童募集要項

1 募集対象施設

幼保連携型認定こども園 なごみの広場
所在地：石垣市大浜436-1

2 申込資格

- (1) 児童の年齢が、対象クラスごとに次の要件を満たすこと
- ・ 5歳児(きぼう)クラス (令和元年4月2日～令和2年4月1日生まれ)
 - ・ 4歳児(ひかり)クラス (令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ)
 - ・ 3歳児(わかば)クラス (令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ)
- ※就労等の保育が必要であることの要件は不要ですが、保育所等の2号認定に係る申込みとの併願は可能です。
- (2) 保護者等が児童を当該施設に送迎できること。
- (3) 当園の保育理念・方針等を理解賛同し、協力をしていただけるご家庭のお子様。

3 募集定員

- ・ 5歳児クラス：※空きが発生しましたらお知らせいたします。
- ・ 4歳児クラス：2名
- ・ 3歳児クラス：2名

4 申込み方法

- (1) 選考方法
- ・ ホームページにて募集を開始し、先着順により募集定員になり次第締切。
 - 尚、募集受付は以下の対象の方より順次対象といたします。
 - ア. 連携施設からの入園希望者、継続児童と兄弟が在園中の方(優先入園)
 - イ. 当園に見学来園申し込みをおこない、理念等を熟知しているご家庭
 - ウ. その他のご家庭
 - ・ 募集の開始はホームページにてお知らせいたします。お知らせ後にご連絡いただきましたご家庭より順次内定資料のお渡しを行っていきます。
 - ・ ※優先入園分を除いた人数を募集します。
- (2) 書類の配布 対象となりましたご家庭にお渡しします。
- (3) 書類の受付 対象となりましたご家庭と調整を行います。
- ア 提出書類
- | | |
|--------------------|-------|
| ① 石垣市支給認定申請書 | [①-0] |
| ② 入園申請書(1号認定用) | [①-2] |
| ③ 利用に関する確認兼同意書・誓約書 | [①-3] |
| ④ 重要事項説明書同意書 | [④-1] |
- ※内定後、不明点等の説明を行いますので必読していただき署名捺印し持参ください
 ※申込み児童が特別な配慮を要する場合には、医療機関が交付する診断書等の提出をお願いいたします。

5 入園内定

申し込みの結果入園が内定した場合は、園から支給認定に関する書類及びその他の入園手続に係るお知らせをいたしますので、面接等所定の手続きを10日以内にお願いいたします。

○面接時に必要な書類（用紙は、内定時にお渡しします。）

- | | |
|------------|---------|
| ①利用契約書 | [①-5] |
| ②緊急連絡票 | [①-2] |
| ③生育調査表 | [①-3-Ⅱ] |
| ④個人情報同意書 | [①-4] |
| ⑤ICタグ登録申込書 | [①-7] |
| ⑥預金口座振替依頼書 | [①-8] |
| ⑦その他必要な書類 | |

（1）内定後、入園決定日までに保護者又は対象児童が申込み資格を満たさなくなった場合は、原則として内定等を取り消します。

6 面接

（1）内定を受けた児童・保護者は、「石垣市支給認定申請書 兼 特定教育・保育施設等入園申込書」の記載内容を確認し、なごみの広場で面接を受けていただきます。（原則内定後10日以内）

（2）入園を希望する児童が特別な配慮が必要とする場合は、お子さんの健康状態や発達の状況などについて、保護者及び対象児童に対し面接を実施いたします。詳細は申し込み時にご案内いたします。

7 この要項に定めることのほか、児童の選考に必要な事項については、幼保連携型認定こども園なごみの広場が別に定めます。

入園後の費用 ※実費徴収分は在園中に改定されることがあります。

【保育料（利用者負担額）】

利用者負担額は、幼児教育無償化の為に無償になります。（教育標準時間分）

【その他諸経費（実費徴収分）】

- | | | | |
|--------------|------|-----------------|-------|
| ・給食費（月額） | 主食代 | 1,600(※500円補助有) | 円 |
| | 副食代 | 4,000 | 円 |
| ・その他・・・保育材料等 | （月額） | 800 | 円 ※予定 |

※個人購入品、園外保育等の金額はその都度お知らせします。

【預かり保育（実費徴収分）】（日額）450円

・朝の預かり保育 午前8時～9時(8時前は応相談)

・午後預かり保育 午後1時～午後6時まで

上記の金額は(仮)のものになります。正式決定後お知らせします。

保育料の支払い方法

- ・保育料の納付方法は、原則として口座振替になります。
- ・振替は、毎月26日(ただし、26日が金融機関休業日の場合は翌営業日)です。
引き落とし名は保育料等(当月分保育料、前月分預かり保育代、前月分延長保育代、当月分給食費等を合算したもの)となります。残高不足にならないようご注意ください。
- ・口座振替依頼書は、事務所にてご用意しています。受け取り後、必要事項を記入の上、事務所にてお申込み下さい。
- ・保育料の算定にあたり、石垣市に必要書類を提出することがあります

